

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

78

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
(入所資格)			(入所資格)		
第 3 条 ……略……			第 3 条 ……略……		
2 前項の規定にかかわらず、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する学童は、入所することができない。			2 前項の規定にかかわらず、次の各号の <u>一</u> に該当する学童は、入所することができない。		
(1)及び(2) ……略……			(1)及び(2) ……略……		
(退所)			(退所)		
第 6 条 市長は、学童が次の各号の <u>いずれか</u> に該当すると認める場合においては、これを退所させることができる。			第 6 条 市長は、学童が次の各号の <u>一</u> に該当すると認める場合において は、これを退所させることができる。		
(1)～(3) ……略……			(1)～(3) ……略……		
(保育料等の減免等)			(保育料等の減免等)		
第 6 条 の 3 市長は、保護者が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合において特に必要があると認めるときは、前条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、申請により、その保育料、延長保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）を減免し、又は納期限を延長することができる。			第 6 条 の 3 市長は、保護者が次の各号の <u>一</u> に該当する場合において特に必要があると認めるときは、前条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、申請により、その保育料、延長保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）を減免し、又は納期限を延長することができる。		
(1)及び(2) ……略……			(1)及び(2) ……略……		
<u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。</u>					
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員

……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	…略…
立川市錦第三学童保育所	立川市錦町5丁目6番43号	<u>50人</u>	立川市錦第三学童保育所	立川市錦町5丁目6番43号	<u>30人</u>
……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	…略…
立川市砂川七番学童保育所	立川市柏町3丁目1番地の4	70人	立川市砂川七番学童保育所	立川市柏町3丁目1番地の4	70人
<u>立川市錦第四学童保育所</u>	<u>立川市錦町4丁目3番11号</u>	<u>70人</u>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 立川市錦第三学童保育所の項の改正規定 令和2年8月1日
- (2) 別表第1 に立川市錦第四学童保育所の項を加える改正規定 令和2年9月1日

(参考)

案内図

